事前確認シート（外国人（留学生、研究者等）受入）

申請日： 　 年 　　 月 　　 日

|  |  |
| --- | --- |
| 申　請　者 | 所属・職名・氏名：連絡先：TEL 　　　　 　　 　　E－mail:  |

※外国人の留学生、研究者、訪問者等に技術の提供等を検討する際、事前に本シートの作成・提出が

必要となります。

**※本シートは、外国人受け入れの １か月前までに、研究協力課まで提出して下さい。**

１．受入予定者

|  |  |
| --- | --- |
| 受入カテゴリ（該当欄にチェック） | □留学生［ □大学院生　□学部生　□研究生　□科目等履修生　□その他（　　　　）］ |
| □研究者・教員［□本学雇用（職名：　　　　　）　□その他（　　　　　　　）］ |
| □一時的訪問者［□研究打合せ　□設備・装置等見学　□その他（　　　　　　）］ |
|  　氏　名 |  |
| 出身国（国籍） |  |
| 出身組織 |  |
| 特定類型該当性 |  □類型①　□類型②　□類型③　類型該当性の根拠〔　　　　　　　　　　〕 |
| 受入予定期間 | 年　　月　　日　 ～　　　　年　　月　　日 |

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

**※「特定類型該当性」の欄は、居住者となった場合の該当性についても記入してください。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。**

２．受入予定研究室等および提供予定技術の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 受入予定学部・学科等 |  |
| 指導教員・技術提供者の氏名・役職 |  |
| 研究分野 |  |
| 受入予定者の研究計画 |  |
| 提供予定技術の概要 |  |

※指導教員又は技術提供者が複数予定されている時は、「指導教員・技術提供者の氏名・役職」の欄に複数の氏名・役職を列記して下さい。

※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、できる限り詳細かつ具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

３．受入予定者に関する要確認情報

|  |  |
| --- | --- |
| 受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※１）に掲載されている。 | □はい □いいえ |
| 受入予定者の出身国が、輸出令別表第４又は輸出令別表第３の２に記載されている国・地域である。（※２） | □はい □いいえ |
| 受入予定者の過去の研究内容等について、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は所蔵）に関与している疑いがある。 | □はい□いいえ |
| その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の要確認情報を有している。 | □はい□いいえ |
| 上記でその他の要確認材料を「はい」とした場合、本欄にその理由を記載してください。 |

※１　経済産業省 HP の「外国ユーザーリスト」

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>　を参照して下さい。

※２　輸出貿易管理令　別表第４、別表３の２　　必ず最新の情報にて確認願います。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law02.html>　輸出貿易管理令を参照

**※上記のいずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、要確認情報の**

**内容について、研究協力課までご相談願います。**

４． <技術の提供の場合>外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

|  |  |
| --- | --- |
| 公知の技術の提供である。 | □はい □いいえ |
| 基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。 | □はい □いいえ |

|  |
| --- |
| 上記のいずれかを「はい」とした場合、下記の説明を参考に、本欄にその理由を記載してください。 |

※「公知の技術の提供」とは、

●新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、**既に不特定多数の者 に対して公開されている技術**の提供、

●学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等**不特定多数の者が入手可能な技術**の提供、

●工場の見学コース、講演会、展示会等において**不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術**の提供、●**ソースコードが公開されているプログラム**の提供

 を指します。

提供する技術に一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

※「公知の技術の提供」は、不特定多数の者が、その技術を入手可能な状態のときに該当します。

**一般の人々が参加できず、参加者が限定されているシンポジウムや打ち合わせ等における技術の提供は、「公知の技術の提供」に該当しませんので注意が必要です。**

※「基礎科学分野の研究活動」とは、

●**自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動**であって、

●**理論的又は実験的方法により行うもの**であり、

●**特定の製品の設計又は製造を目的としないもの**

を指します。

例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

５．自己判定

|  |  |
| --- | --- |
| 「４．外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方またはいずれかが「はい」である | □はい □いいえ |

**●「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。**

ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易ではない場合もありますので、**記入済みの本シートを研究協力課に提出し、チェックを受けて下さい。**担当者からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。

**●また、本欄を「はい」（「公知・基礎科学」に該当する）とした場合であっても、特に３．のチェック欄に「はい」がある（要確認情報がある）場合には、担当者の問合せを含む慎重な審査の結果、「取引申請書」の提出を求める場合もありますことご留意願います。**

|  |  |
| --- | --- |
| ２．の「提供予定技術の概要」にリスト規制対象品目は含まれない（※）。 | □はい □いいえ |
| 「３．受入予定者の要確認情報」のいずれにも「はい」がない | □はい □いいえ |

※リスト規制対象品目は、経済産業省 HP の「貨物・技術のマトリクス表」

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html>　 を参照して下さい。

**●自己判定欄がいずれも「はい」の場合、記入済みの本シートを研究協力課まで提出して下さい。**

　●**自己判定欄に１つでも「いいえ」がある場合、取引審査申請書の提出が必要となります。**

**（担当者がチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果「取引審査申請書」の提出が必要となる場合があります。）**

**担当者記入欄：**

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

□取引可

□「取引申請書」の提出を要する

年

月

日

整理番号：

担当者：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 輸出管理統括責任者 | 輸出管理責任者 | 研究協力課 |
|  |  |  |